

- 1 除雪体制について
- 2 成年後見制度について
- 3 子どもの健康づくりについて
- 4 子ども条例について

安田佳正議員（登壇） 昨日は、議会運営委員会で大綱とは何かという勉強会もあった中で、質問をさせていただきたいと思います。もし、大綱ではない、議題外があれば、理事者の方には初めて反問権を使って何かやっていただければと思います。

まず、1問目、除雪体制について質問をさせていただきたいと思いますが、きょうは、除雪の補正が可決されまして、昨晚から降り続けている雪で、する質問ではないのではないのかなと今思っておりますが、通告に従って質問させていただきます。

今シーズンの雪の状況ですが、1月においては過去10年間の平均に比べると73センチほど少ない78センチと、降雪量だけを見ると雪が少ない傾向で推移してきた状況ですが、市民の率直な感情としては、今シーズンは雪が多いと思っている人が多いのではないのでしょうか。これは、過去2年間、雪が少なかったことや、ことしは寒波の影響で気温が上がらず、雪が解けなかったため、道路や屋根の積雪量が多かったことによるものだと思います。

ただ、この冬は、市民のモラルというものに大変疑問を持ちました。自分の家の雪を道路に捨てたり、左右を確認しないで道路を渡り、命がけで公園に雪を捨てている人など、危険な光景をさまざま見てまいりました。一昔前は、夜に除雪グレーダーで雪を削ってくれて、そのころ、私はぐうたらしていたので、朝起きたらうちの祖母が除雪をしていた状況をいまだに思い出します。あの除雪でもよかったのではないかなと思います。いつから今のように雪を一つも残さないようになったのでしょうか。雪を残していったために殴られた市の職員の方もいるようですが、今の除雪体制はやり過ぎのような気がします。いかがですか。

30億円、40億円をかけて除雪をしても、5月になれば水となってしまいます。切りがないのではないかと思います。土木部としてどのようにお考えか、お聞かせください。

それから、どうしても気になるのがロードヒーティングです。

せっかく設置されても活用されていないところが多々あります。市民の方々からつけてくれと言われ、設置したところもあると思いますが、市の管理するロードヒーティングは市内に何カ所設置され、そのうちどれくらいが稼働しているのですか。そして、稼働していないことによってどれくらいのコストが削減されているのでしょうか。もしフル稼働するとすれば、どれくらいの経費がかかると予想しているのですか。

ちなみに、平成24年度の除雪費は幾らだったのでしょうか。

成年後見制度について、成年後見制度に対する認識や新年度予算で実施しようとしている事業内容について質問しようとしておりましたが、既にお二方の議員が質問をされたことによって消化されましたので、1回目は別の観点から1問だけ質問をさせていただきたいと思います。

地域社会が支える成年後見制度の実現を目指して、旭川地域で活動する18の機関や団体により、昨年5月に発足した旭川福祉後見支援研究会が、同年11月に成年後見制度と権利擁護の活動を推進する「公的な専門機関」の必要性と題して検討報告書を作成されましたが、市としてこの報告書をどのように受けてとめておられるのでしょうか。

子どもの健康づくりについてです。

私も、2010年に父となり、やっと責任というものを感じるようになりました。そこで、このたびは、子どもの健康づくりについてと題して幾つかお聞きしたいと思います。

最初に、放射線被曝に対する不安のメールや電話をたくさんいただいているので、それについて少しお聞きしたいと思います。

札幌市教育委員会では、冬場は道外産の野菜が多く使われることに伴い、学校の給食食材の放射性物質を検査しているようですが、どのような検査を行っているのか。また、道内の札幌市以外では、どこの自治体が検査を行い、どのような検査を行っているのか、お聞かせください。

次に、平成24年度から始まるむし歯予防対策事業費、要するにフッ素洗口についてお聞かせく

ださい。

先日、民生常任委員会と経済文教常任委員会で、陳情第9号、第10号、第11号、第12号について、それぞれ提出者から説明があり、隣の部屋で聞いておりましたが、とても衝撃的な内容でした。ちょうどその常任委員会の前日に私の息子が歯医者に行ってフッ素塗布をしてきたところだったので、特に心配になりました。我が会派の中でも、説明を受けてから、本当に大丈夫なのかと疑念を持ち、中止したほうがよいのではないかという発言もあったことから質問をさせていただこうと思います。

まず、このフッ素洗口事業は、道内でも旭川市よりも早く実施している自治体があり、増加の傾向にあると聞いておりますが、全国的に、そして旭川市においてフッ素洗口を原因とする事故や何らかの被害はなかったのでしょうか。また、そのような事故等で亡くなられた方はいらっしゃらなかったのかを、保健所で知り得る限りで結構なので、お聞かせいただきたいと思います。

次に、子ども条例についてお聞きいたします。

旭川市子ども条例の制定についてですが、子どもに関する条例の全国の取り組み状況を見ますと、子どもの育ちや子育て支援に関する施策の原則を定めたもの、あるいは子どもの権利救済を目的としたものに分けられると思います。特に、権利条例については、札幌市を初め、全国的にその制定に当たっては議会で活発な審議が行われており、子どものことを思い、熱心に議論する関係者の皆さんの熱意に敬意の念を持っております。

私には、悠平という1歳4カ月の子どもがおります。最近、カメラを向けると気にするようになり、またトースターを台として背伸びをしながら物をとろうとしたりもしますし、先日は初めて雪の上にも立ちました。気がつけば、日常生活の中心が子どもであり、子どもの笑顔や動きの一つ一つが私にとってかけがえのない存在となっております。

子どもの健やかな成長を願う気持ちを大切にしながら、市民全体でこの気持ちを共有し、子どもの成長を支えるまち、今求められているのはこのような姿であると考えております。子どもの育ちを支えていく上で、児童の権利条約、児童福祉法の理念等が大切であることは申し上げるまでもありませんが、だれの心にも存在する気持ち、多くの市民が共有できる思いを見出し、それを大切にしながら市民全体で育てていくという方向性もあるのではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

この条例の提案に当たり、これまでどのように進められてきたのか、お聞かせ願います。

第1回目の質問を終わります。（降壇）

土木部長（小寺利治） 除雪体制についてのお尋ねであります。

本市が除雪を行う道路延長は約2千150キロあります。その道路機能は多岐にわたっており、道路の持つ役割に応じ、大きく幹線道路と生活道路に分けられます。幹線道路は、バス路線あるいは都心部の道路などの重要な路線でありまして、おおむね降雪10センチをめぐりに出勤し、高度な路面管理や幅員管理が必要なことから、定期的にわだちを解消し、必要な幅員確保に努めているところであります。また、生活道路につきましては、通過交通の少ない住宅地の道路であり、おおむね降雪15センチをめぐりに出勤し、新雪除雪でかき分けられた道路わきの雪山につきましては、市民の皆様に出入り口の処理をお願いしているところであります。幅員管理といたしましては、生活道路の準幹線的な道路であります3級除雪路線は5メートルから6メートル、4級除雪路線は3メートルから4メートルの幅員で管理を行っているところであります。また、生活道路の路面管理につきましては、本市の気象状況に合わせて圧雪路面での管理を行っており、暖気によるざくざく路面对策といたしましては、舗装が出るまで雪を削り取る雪割り除雪を実施しながら道路わきに雪を残していきますが、道路わきに積み切れない雪につきましては、運搬排雪を行い、道路機能に合わせた効率的で効果的な除雪作業を行っているところでございます。

これらの管理基準につきましては、平成6年度に策定いたしました旭川市総合雪対策基本計画により設定したものでございます。

次に、ロードヒーティングについてのお尋ねでございます。

市で管理するロードヒーティングは、平成23年度末現在で221カ所となっており、防滑、いわゆる微砂利散布などの対応で安全上支障がないと判断した56カ所を休止しているところでございます。この休止によるコストの削減額は、その年々の気象状況で大きく異なりますが、平成2

2年度で申し上げますと、おおむね6千500万円程度でありまして、休止箇所を含めすべてのロードヒーティングを稼働した場合には、総額で2億3千万円程度になるものと考えているところでございます。

次に、除雪費についての尋ねでございますが、平成24年度除雪費につきましては、平成23年度よりも752万7千円多い19億7千603万6千円を計上しております。

以上でございます。

福祉保険部長(岸等) 成年後見制度に係る旭川福祉後見支援研究会の検討報告書についてでございます。

この報告書は、福祉に関係する方々が半年間にわたり旭川地域の実態に合った権利擁護のあり方について調査検討を行い、その結果をまとめられたものでありまして、研究会からは、成年後見制度の適切な利用と権利擁護ニーズへの対応を支援する専門的機関の設置の検討に積極的に取り組むよう本市に提言があったところであります。

本市といたしましては、成年後見制度の利用を促進していく必要があると認識しておりますので、報告書の内容を十分に踏まえながら、今後の事業展開を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

学校教育部長(鈴木義幸) 札幌市教育委員会が独自に実施しております学校給食の食材を対象とした放射性物質検査の内容につきましては、昨年12月から月2回程度、調理前日に、納入業者に保管されている食材のうち、2品目を抽出し、委託先である専門検査機関、財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器により放射性セシウム及び放射性ヨウ素の測定を行っているものでございます。検査対象は、国が放射性物質の検査を指示しております17都県産の青果物、食肉、魚介類などで、検査結果は毎回ホームページで公表されております。また、札幌市以外の道内自治体としては、帯広市、釧路市が新年度から、倶知安町がこの3月をめどに検査機器を導入し、独自に東日本17都県を産地とする食材を検査する方針を示しております。検査方法などの詳細につきましては、現時点で正確には把握をしていないところでございます。

保健所長(粟井是臣) フッ化物洗口を原因とする事故についてでございます。

虫歯を予防し、歯科保健の一層の向上を図るため、現在、道内外でフッ化物洗口実施市町村が増加してきているところであります。こうした中、洗口に関する事故について具体例を申し上げますと、2003年に佐賀県山内町で、2007年に滋賀県守山市で、いずれも計量ミスにより通常に比べて濃度の高い洗口液で洗口した事案などがありますが、死亡例はもとより、フッ化物洗口が原因と認められる健康被害等の報告はなく、本市におきましても、平成7年度の幼稚園や保育所でのフッ化物洗口事業開始以来、平成22年までに延べ4万7千346名の幼児がフッ化物洗口を実施しておりますが、園や保護者に対して、具体的な方法、安全性、効果等についてパンフレットなども活用して十分な周知を図った後、保護者の希望を踏まえるとともに、歯科医師の指導や指示のもと、フッ化物洗口を実施する中、疑問や不安にも随時対応するなど、適切に実施されており、これまでにフッ化物洗口を原因とする事故等は1件も生じていないものと承知をしているところでございます。

以上です。

子育て支援部長(倉知隆之) 旭川市子ども条例についてであります。子どもを取り巻く現状や庁内における検討を踏まえ、昨年4月に、条例の目的を、子どもがみずからの夢や希望の実現に向けて主体的に取り組み実現できるまちとし、市民全体の行動指針と推進の仕組みを内容とする条例の骨格を作成し、その後、この骨格にいわば肉づけを行う過程といたしまして、中学生や高校生、あるいは大学生も含めて、関係する20団体から意見交換により意見をお聞きしてまいりました。

その中でさまざまな意見をいただいておりますが、特に共通するものとして、子どもが愛情を受けることの大切さや社会の一員として自立するために子どものときに身につけてほしいこと

のほか、子ども自身からは、自分たちの夢や希望に取り組んだり、悩みを打ち明けるためにも、異年齢の子どもや大学生と活発に交流したいというものであります。

そのため、これらの意見につきましては、条例の目的実現のための取り組みの方向性を加えることや、市民全体の行動指針として前文及び基本理念に盛り込むべき内容などにおいて反映し、さらに、旭川市子ども・子育て審議会における調査審議や市民意見提出手続における意見なども踏まえながら条例案の作成を進めてきたところであります

以上でございます。

安田佳正議員 除雪体制について、2回目の質問をさせていただきます。

今、部長から答弁があったとおり、玄関をそんなにそんなにきれいにしているわけではないのかなと思うのですが、何か地域によって違うのか、家の周りは大変きれいです。けさもざくざく道路で、近所で埋まっている車が出て、それが、2～3台、埋まっている車を助けようととまって、車を押したりなんかということもあったのですが、現状が悪い、悪いと言っても、雪が堆積して車がすれ違えないような道路であっても、ドライバー同士が道を譲り合うなど、そのような様子を見ていると、まだまだ多くの方が譲り合いの精神を持っていると思いますし、また少しぐらい雪が残っていてもいいのではないかなというような気持ちを持っております。

先日、議会でも議員提案の条例を作成するべく勉強会がありまして、講師の方は、罰則を規定するよりもインターネット等で名前を公表したりするほうが効果的だと言っておりました。我が会派の福居議員の話では、町内会と警察、そして土木部で話し合い、好ましくない雪出しをしている人を注意したら、それから雪を捨てることがなくなったという話も聞きました。例えば、雪出し禁止条例なるものを制定し、悪質な者に対しては市のホームページで名前を公表するなど、強制力のある条例を制定できないものなのでしょうか、お答えください。

また、そもそも根本的な除雪対策ができれば、モラルに頼ったり、強制力のある条例を制定する必要はないと思います。市では除雪機や移動式の小型融雪機を貸し出しておりますし、もっと積極的に機械を貸し出す姿勢を見せ、住民と協働して除雪を進めることが必要だと思います。過去に、市民と行政の協働による除雪について質問してまいりましたが、市民と行政のそれぞれが違う方向を向いてしまうと好ましい除雪体制は確立できないと思いますので、タッグを組んで対応する必要があると思います。

さらに、各家庭レベルで考えますと、建築基準法等、国の法令により、建築物についてはさまざまな基準があると思いますが、旭川市独自の施策として、新築の家を建てる時には雪捨て場、もしくは融雪槽の設置を義務づけられたらよいのではないかと思います。各家庭やマンションの管理人、または居住者は、雪を捨てる場所がなくて困ることがなく、それぞれ責任を持って除雪の対応をすることができますが、いかがでしょうか。

成年後見制度について、2回目の質問をさせていただきます。

成年後見制度の申し立てが裁判所にあった場合、裁判所は、申し立て人、後見人候補者、本人等に事情を尋ねるなどして後見等の開始を審判するとともに、最も適任と思われる方を選任いたします。後見人は、財産目録を作成し、預金通帳を管理するなど、裁判所に仕事の状況を報告しますが、ここである問題が生じております。それは、被後見人の財産が使い込まれてしまう被害が数多く発生しているということです。当然、裁判所が後見人の活動状況を管理、監視しているとは思いますが、個人情報保護の観点等からある一定の範囲以上は裁判所も踏み込めない部分があるのではないのでしょうか。

旭川家庭裁判所所管における成年後見制度の取り扱い状況を先ほどの旭川福祉後見支援研究会の検討報告書から見ますと、2009年では113件、2010年では125件だそうであり、制度の利用が決して少なくないことがわかります。旭川市内でも、先述したような被後見人の財産が後見人に勝手に使い込まれるような被害は起きているのでしょうか。もし把握している部分があれば、回答願います。

また、そのような事態が旭川市内で起こっているとしたら、または、起こってしまったら、市としてどのような対応をするつもりなのか、お答え願います。

子どもの健康づくりについて、2回目の質問をさせていただきます。

給食食材の放射性物質検査についてですが、札幌も月2回くらいというのですから余り当てには

ならないのかなと思いますけれども、昨年度末に各都道府県の教育委員会に文部科学省から学校給食モニタリング事業の実施の連絡があり、全国で3億2千600万円の予算で、北海道分は1千744万円が計上されているそうです。これは、学校給食として提供されたものについてのモニタリングを行い、放射性物質の有無や量を把握し、児童生徒の安全安心や放射線被曝の不安の払拭を図るものと聞いておりますが、教育委員会で何か聞いておりますか。

次に、フッ素洗口についてですが、平成21年の第3回定例会で、市内の保育所、幼稚園ではフッ素洗口を望まない児童がいじめに遭い、実施施設では個人の権利としてそれを認めず、保護者を説得し、保護者はいじめに遭う我が子かわいさにやむなくフッ化物洗口を始めました。また、ある幼稚園では絵本を読まない、読んであげないという幼稚園教諭もあり、これは紛れもなく子どもの人権侵害ですとの質問がありました。このようなことが起こっているとすれば、本当に許されないことだと私も思います。そのときの答弁は、至急、調査していくとともに、そのようなことが起こらないように改善に努めていくという内容の答弁でしたが、調査の結果どうだったのか、そして、どのように対応しているのか、お答え願います。

また、このようなことが幼稚園で起こっているとすれば、今年度実施した4校の小学校でも児童によるいじめや教師による嫌がらせが行われている可能性もあると思いますが、どうだったのか、お答えください。

子ども条例についてであります。

子ども条例は、内容や構成を見ると、札幌市を初めとする、いわゆる権利条例とは異なるものと認識しておりますが、確認のため、まず、子どもの権利条例ではないのかどうかということをお聞かせ願います。

私が初めて子どもの権利条例というものを知ったのは、2009年3月19日号の週刊新潮で、「子どもの権利条例で日本は滅びる」という衝撃的なタイトルで、内容も衝撃的なものでした。条文の中にはみずから未来を切り開く力を養うなどが規定されておりますが、条例は、市民全体の行動指針としての性質を持つ以上、もっと明確にすることが必要ではないでしょうか。子育て支援部では、市長と中学生との対話集会、若者活動支援、子どもの職業体験事業など、新たな取り組みを実施しており、これらの取り組みの結果も含めた上で、旭川で育ち学んだ子どもにどのような大人になってほしいかという願いをこの条例に込めていると思います。

そこで、お尋ねいたします。

まず、条例の目的にもある子どもの夢や希望を支えるまちの実現をどのように進めていくのか、次に、旭川の子どもたちにどのように育てほしいのかという視点から、この条例により目指す姿をお聞かせください。

さらに、この条例で、子どもの定義として、年齢で申しますとおおむね18歳未満と規定しております。子どもと言っても、乳幼児から高校生まで、その年齢はさまざまです。その成長段階ごとに学ぶべきこと、あるいは、身につけてほしいことなどがあると思いますが、この条例の中では触れられておりません。条例の性質上、なかなか具体的に盛り込むことはなじまないのかもしれませんが、条例を推進する上で、子どもの成長段階を意識していくことが大切だと思いますが、具体的にどのように反映していることなのか、お聞かせください。

2問目の質問を終わります。

土木部長（小寺利治） 雪出し禁止の取り組みについてであります。本市は、市内を9地区に分けた地区総合除雪体制をとっており、各地区に市民、市、除雪業者で組織する除雪連絡協議会を設け、3者の連携による雪出しや路上駐車防止に向けた取り組みを進めております。また、市民への理解向上のため、雪出し禁止を呼びかけた除雪だよりを全戸配布するとともに、チラシを配布するなど、啓発活動に努めているところであります。

雪出し行為につきましては、道路法及び道路交通法の道路に関する禁止行為でありますため、現状では、道路管理者が行政指導を行い、悪質な場合は警察が道路交通法による取り締まりを行うなど、現行の法律に基づいて警察との連携を図りながら対応しているところでありますことから、現在のところは、条例の制定ではなく、除雪連絡協議会や警察などとさらに連携を密にし、啓発活動や行政指導を行うことで雪出しに対応してまいりたいと考えております。

次に、除雪作業の支援制度についてであります。先ほど申し上げました除雪だよりに貸し出し

制度の内容を記載しておりますほか、各地区の除雪連絡協議会の場で説明するなど、市民への周知を図っているところであります。平成23年度の利用状況につきましては、2月末現在で、自主的に公道を除雪する町内会に対しまして、積み込み機械や運搬車両のどちらか一方を運転手つきで貸し出す除雪作業援助制度が14件、また、高齢者や障害のある方の除雪を支援するボランティアの方々や、公道を除雪する町内会等に対して移動式融雪機や小型除雪機を貸し出す雪処理機器貸し出し制度が12件となっております。ここ数年、利用件数が少なくなっておりますが、利用拡大に向けた市民への周知方法について、さらに検討する必要があるものと考えているところであります。以上でございます。

都市建築部長（東光男） 家を建てる時の雪捨て場等の確保についてのお尋ねでございます。建築基準法では、雪捨て場の確保などの規定はございませんが、建物を建てる時に敷地に対して一定の空地を確保する規定がございます。住宅系の地域では、敷地に対して4割から6割の空地を確保することが義務づけられていることから、雪捨て場として利用可能なスペースは確保されているものと考えております。

しかし、空地の部分に、庭や駐車スペース等を配置するなどにより、雪捨て場が十分に確保できなくなる、あるいは、空地が確保されていても道路に雪を出すなどの状況があり、モラル等の問題もあるものと考えているところでございます。このため、現在、建築確認申請時などに雪捨て場の確保や道路への雪出し禁止等をお願いをしているところでございまして、今後も継続的に啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福祉保険部長（岸等） 成年後見制度についてでございます。

市内での成年後見制度における後見人の横領事件は、本市としては把握していないところでございます。

なお、成年後見人ではありませんが、親族の財産を管理していた未成年後見人が平成22年3月から11月の間に被後見人の金融機関口座から40回にわたり342万円を着服して生活費等に使い、本年1月に逮捕、起訴された事件が、先月、新聞報道されております。

現時点では、こうした事態が発生したときに市として行うべき対応は決められておりませんが、後見人は他人の財産であるという意識を持って被後見人の財産を適切に維持し、管理しなければならないという当然の責任があることから、今後、市民後見人の養成の内容を検討していく中で、市民後見人の意識啓発など、市として行うべき対応について考えていく必要があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

学校教育部長（鈴木義幸） 文部科学省から示されました学校給食モニタリング事業につきましては、児童生徒の安全・安心を確保する観点から、実際に提供した学校給食の1食分全体を対象に、検査機関への委託により放射性物質を検査し、その結果を随時公表するものでございます。現在、国において実施要綱を策定中であり、4月以降に示される予定でありまして、今のところ、詳細につきましては不明でございます。

今年度、フッ化物洗口を実施いたしました小学校4校の状況についての御質問でございますが、4校が参加し、フッ化物洗口の実施状況や課題などを検証するために設置いたしました検証委員会でも、そのようないじめなどが行われたという報告は一切ございませんでした。また、検証委員会終了後、再度、確認いたしました。そのような事実はございませんでした。

以上です。

保健所長（粟井是臣） フッ化物洗口の実施に当たって、いじめの事案の有無などについてのお尋ねがございました。

平成21年第3回定例会で指摘をされました事案については、当該議員に改めてお聞きしたところ、事案の時期や場所などを特定するには至らなかったものと承知しているところでございます。また、保健所におきましては、平成21年1月にフッ化物洗口を実施しておりますすべての園に対

しまして、保護者への説明と方法、実施希望の確認と方法、辞退者の有無や配慮、実施に係る苦情やトラブルについて、電話による聞き取り調査を実施いたしました。いじめなどの事例はございませんでした。

現在、フッ化物洗口事業を実施する歯科医師会を初め、幼稚園、保育所に対しまして、保護者への十分な説明後、保護者の希望を確認した上で、疑問や不安にも随時対応することはもとより、フッ化物洗口にかかわるトラブルが発生した際の報告についてもお願いをしているところであり、今般、歯科医師会等の関係機関に改めて確認をしたところ、現在までいじめ等の事例報告はないところでございます。

以上です。

子育て支援部長（倉知隆之） 旭川市子ども条例についてであります。まず、条例の性質としましては、施策推進の原則を定めたものであり、個別の件についての規定や権利救済の仕組み等を盛り込んでいないことから、札幌市などのいわゆる権利条例とは異なるものであります。

次に、この条例により目指す姿であります。子どもにとって、夢や希望は、その実現に向けて取り組むことにより、挑戦を通してたくましさや自信を身につけるなど、みずから未来を切り開く力を養うためにも重要なことでもあります。そのため、子ども向け職業体験事業など、子どもが関心を持っていることを実際に体験できる機会の提供や異年齢の子ども同士が交流できる地域づくりなどが大切であり、これらの環境づくりを市民一人一人のかかわりの中で進めていきたいと考えております。これらの取り組みにより、まずは社会の一員として自立していくこと、そして、成長してから子どものころを振り返ったときに、みずからの成長が多くの人たちからの優しさなどによって支えられてきたことも感じる大人になってほしいと考えております。

条例推進に当たりましては、子どもの成長段階を踏まえながら、多様な経験や学びの機会を提供していくことが重要であると認識しております。そのため、これらにつきましては、条例制定後に、旭川市次世代育成支援行動計画後期計画の見直しにより策定する基本計画等におきまして整理してまいりたいと考えております。

以上です。

安田佳正議員 除雪体制について、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

雪出し条例はつくってもらえないということなので、せっかく勉強会もあったので、何かちょっと考えてみたいと思っております。

市民と行政が協働した除雪体制を確立すること、各家庭で対応できる除雪体制を築くこと、先ほど質問した内容を実施できれば、除雪費の削減にもつながるのではないかと考えております。削減できた予算は、雪のように水になってしまう事業とは異なる実効性のある事業に役立てていただきたいと思っております。

成年後見制度についてですけれども、先日、NHKのニュースを見ていたのですけれども、成年後見制度により財産が使い込まれる被害が、最近16カ月間におよそ37億円に上ることが最高裁判所の調査でわかったというものでした。今回の質問は、このような衝撃的なニュースから考えたのですが、最高裁は、制度への信頼を揺るがす深刻な事態だとして対策の検討を急いでいるそうです。高齢化に伴い、利用者がふえている一方で、財産が使い込まれる被害が相次ぎ、最高裁判所は、被害の実態を全国の家庭裁判所を通じて調査したところ、結果として、おとし6月から去年9月までの16カ月間に被害の報告が314件あり、被害総額はおよそ36億9千800万円に上ることがわかりました。このうち、306件は親族が財産を管理していたケースで、1件の被害額が2億円に上るものもありました。被害は特に去年に入ってから急増し、月平均の被害額はおよそ3億円に達しているということです。最高裁は、対策の一つとして、信託銀行などと連携した資産管理の仕組みを新たに設け、今月から運用を始めていますが、「後見制度の信頼性を揺るがすような深刻な被害が相次いでいる。後見人の指導のあり方も含め、効果的な対策を考えていきたい」と話しておりました。

旭川市としても、今後、成年後見制度の事業の実施に力を注いでいくのであれば、このような被害が出ないように、しっかりと調査、検討して対応していただきたいと思っております。

子どもの健康づくりについてです。

答弁にあったとおり、幼稚園やなんかに確認をしたけれども、そういう事実がなかったということ。しかし、このたびの陳情を見ても、2009年から2010年の調査によると、市内の集団フッ素洗口を実施している幼稚園及び保育所では洗口を拒否している保護者と子どもに対するいじめや嫌がらせが生じていると書かれており、本当に調査したものだと思っておりますけれども、そういう結果が出ているのですよ。幼稚園教諭が嫌がらせをしていると言っているのですから、もう少し、また調べていただきたいと思っておりますし、幼稚園教諭に対してはしっかりと指導していただければと思います。

私の聞いているところでは、学校給食モニタリング事業は、1都道府県当たり2カ所程度実施されるもので、要望の強い市町村から始めるとのことです。旭川もぜひ手を挙げていただきたいと思っております。

それから、フッ素洗口については不安に思っている人もいますので、安全だということ保護者の方々に理解していただいた上で実施していただきたいと思っております。今までにも答弁していると思っておりますが、改めて、教育委員会におかれましては、なぜフッ素洗口を行うのか、保健所におかれましては、フッ素洗口事業の安全性及び効果について御説明願います。

子ども条例についてです。

このたびの代表質問の結びで、我が会派の杉山会長は、世界のホンダの礎を築いた本田宗一郎の言葉を引用しておりました。トヨタ車に乗っている私としてはとりたててホンダファンというわけではありませんが、先日、別の格言を教えてもらう機会がありましたので、代表質問の流れに乗って私も引用してみたいと思っております。

本田宗一郎は「理念なき行動は凶器であり、行動なき理念は無価値である」という言葉を残しております。

子どもの育ちを市民全体で支えるための理念であり、行動指針として旭川市が条例を制定するところまではよいとしても、制定後、着実に関連施策を推進していくことが求められますし、何よりも大切なことは市長自身の強い思いであります。この条例が市民全体の行動指針となることを意図しているのであれば、まず、市長自身が先頭に立ち、行動していくことが求められるのだと思っております。行動なき理念は無価値である。この言葉を踏まえながら、お父さん、パパになった市長の決意をお聞かせ願いたいと思っております。

以上で、終わります。

市長（西川将人） 旭川市子ども条例についてのお尋ねでございます。

子どもは、社会がどのように変わろうとも、大きな夢や希望を持ち、将来の無限の可能性を持っております。また、将来のまちづくりや国を担うのは子どもであり、その子どもを社会の一員として生きていく力を身につけることができるような環境をつくるのが我々大人の責務でもあります。

これまで、対話集会等を通じて多くの市民の皆さんとお話をさせていただきました。また、中学生との対話集会を通じて、時には照れながら、時には真剣なまなざしで将来の夢や希望を語る姿を多く見てくることができました。この子どもたちの夢や希望を応援したいと思う気持ちはだれの心にもあるものであり、我々大人がこの条例に基づいて意識し実践することにより、子どもの夢や希望が大きく実現に近づくものでございます。

私は、この条例の目的である子どもの夢や希望を応援することを通して、優しさやぬくもりがあふれるまちになることを確信いたしております。そして、将来、このまちで育った子どもが、旭川のまちを、より多くの市民がいつまでも住み続けたいと感じられるようなまちを実現することを目指しております。

今回、市民の皆さんに対して、旭川市子ども条例として、旭川の未来をつくっていくために、今、何が必要なかを明らかにし、ともに取り組んでいくための道筋をお示しすることになりますが、この条例に基づき、実際に目的の実現に向けて市民一人一人が行動するまちとするため、さまざまな機会を通して私の思いを伝え、そしてまた、より多くの市民と思いを共有していくとともに、私自身もしっかりと先頭に立って役割を果たしながら、行政としての担うべき役割もしっかり果たすことができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

学校教育部長(鈴木義幸) 教育委員会が市立小学校でフッ化物洗口を行う理由についてでございますが、学校で行うフッ化物洗口では、児童の間での健康格差を解消することや、何年間も継続して実施できるという効果があることから実施しようとするものでございます。一度失った子どもの永久歯は二度と戻らないわけございまして、小学校でフッ化物洗口をすることにより、虫歯を減少させ、生涯にわたる歯の健康の維持が期待できることから、保健管理や健康教育の一環として学校で実施することが旭川の次代を担う子どもたちの健康に資するものと考えているところでございます。

以上です。

保健所長(粟井是臣) フッ化物洗口の安全性及び効果についてであります。国内外の科学的根拠や国の研究班の検証を踏まえ、2003年に、厚生労働省がフッ化物洗口ガイドラインにおきまして、適切に行われるフッ化物洗口の安全性は確保されていることが示されているところでございます。また、可能性の高いトラブルとして、洗口液の誤飲がございまして、ガイドラインに基づき作成されたフッ化物洗口液は、1回分の全量を誤って飲み込んでしまっても健康被害が発生することはなく、安全性が十分確保された方法であると認識をしております。

また、フッ化物洗口の効果につきまして、国内外の広範な調査から、フッ化物洗口の虫歯予防効果は約30ないし80%の予防率とされ、高い効果が期待できると国のガイドラインにも示されており、具体的な例で申し上げますと、近年著しい成果を上げております佐賀県は、従来、虫歯の多い県であり、虫歯の多さの指標であります12歳児1人平均虫歯本数が2002年は2.8本で、47都道府県中40位でありましたが、2002年から学校などでの大幅なフッ化物洗口導入によりまして、2010年には1.0本と全国7位になるまで改善をし、8年間ほどで全国有数の虫歯が少ない県になっております。

歯の再石灰化を促進し、歯質を強化するフッ化物洗口は、虫歯予防効果が高く、本市といたしましては、幼稚園や保育所における歯の健康づくりとしてフッ化物洗口を推奨し、市民の理解促進に努めるとともに、国や道のガイドラインに基づいて、旭川歯科医師会が実施をしておりますフッ化物洗口事業に対し引き続き支援をするなどして、フッ化物洗口の一層の普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

